

新座市公共工事前金払取扱要領

(平成26年3月19日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条により行う公共工事に要する経費の前金払の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払は、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事であって、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 1件の請負代金額が130万円以上で、かつ、工期が1月を超える土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「建設工事」という。）
- (2) 1件の委託代金額が500万円以上で、かつ、履行期間が2月を超える土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び測量（以下「設計等業務」という。）

(前金払の金額等)

第3条 前金払の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 建設工事 請負代金額の10分の4以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (2) 設計等業務 委託代金額の10分の3以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- 2 継続費及び債務負担行為（以下この項において「継続費等」という。）の2年以上にわたる契約における前金払は、継続費等の各会計年度の年割額に相当する部分の金額に対してすることができる。
- 3 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における請負代金額又は委託代金額（以下「請負代金額等」という。）の総額に対してすることができる。

(前金払の請求等)

第4条 前金払の支払を受けようとする受注者は、前金払請求書に保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前金払の支払時期は、前金払請求書を受理した日から14日以内に行うもの

とする。

- 3 前金払の支払は、請求者が保証事業会社の保証書に記載した前金払預託金融機関に振り込むものとする。

（前金払額の変更）

第5条 市長は、前金払を支払った後、契約内容の変更により請負代金額等に著しい増額が生じたときは、変更後の前金払の額に相当する額から既に支払った前金払の額を差し引いた金額以内の前金払の額を追加して支払うことができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

- 2 前金払の支払を受けた受注者は、変更後の請負代金額等が当初の請負代金額等より著しく減額した場合において、既に支払を受けた前金払の額が、建設工事にあつては変更後の請負代金額の10分の5を、設計等業務にあつては変更後の委託代金額の10分の4を超えたときは、その超過した額を契約変更の協議が成立した日から30日以内に返還しなければならない。ただし、市長は、本項の期間内に部分払の支払をしようとするときは、その支払額からその超過した額を控除することができる。

- 3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、市長と前金払を受けた受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額等が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、前金払を受けた受注者に通知する。

（前金払の用途制限）

第6条 前金払は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費以外の支払に充てることはできない。

- (1) 建設工事 当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費
- (2) 設計等業務 当該設計等業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該設計等業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、建設工事の前金払は、前払金の額の100分の25以内の額を現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払に充てることができる。

（前金払の返還）

第7条 前金払の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前金払の額の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前金払を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 契約を解除したとき。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。
- (4) 保証契約を解除したとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

（遅延利息）

第8条 市長は、第5条第2項の期間内に超過した額を返還しなかったときは、市長の指定する期日を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じて返還すべき額に契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を遅延利息として徴収することができる。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、様式の作成その他の前金払に関し必要な事項は、財政部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月29日市長決裁）

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月4日市長決裁）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 改正後の新座市公共工事前金払取扱要領の規定は、この要領の実施の日以後に入札公告又は指名通知を行う公共工事について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った公共工事については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日市長決裁）

この要領は、令和7年4月1日から実施する。